

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室
 編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

トピックス: 輸出入決済の外貨管理の更なる緩和

国家外貨管理局は、輸出入決済の登記管理(「企業貨物貿易項目下の登記管理」)の更なる緩和について、2009年8月28日付けで通知(*)を発表し、9月1日から実施しています。

(*)「企業貿易与信登記管理を改善することの関連問題に関する通知」(匯総発[2009]108号、2009年8月28日
 発布、2009年9月1日実施): 日本語仮訳 → <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/309093001.pdf>

今回の緩和のポイントは、以下の通りです。

＜「企業貿易与信登記管理を改善することの関連問題に関する通知」のポイント＞

① 前払登記取消手続きの簡素化	既に前払登記を行った輸入貨物の通関後の登記消込、或いは払い戻しとなった前払の登記取消は、システム上の手続きのみとなる。企業による外貨管理局への申請と外貨管理局による確認のプロセスは廃止。
② 前払対外支払可能額の基礎比率(*)の引き上げ	10%から30%へ引き上げ。
③ 前受・延払・前払の限度額管理対象外金額の引き上げ	3万米ドル相当から5万米ドル相当へ引き上げ。
④ 調整比率(*)に上限を設けず	調整比率について、従来は各地の外貨管理局で独自の上限ガイドラインを設けていた模様。今後は、企業の実需に基づいて設定。
* : 外貨受取・支払可能限度額を決定する「コントロール比率」を構成するもの(コントロール比率=基礎比率+調整比率)	

「企業貨物貿易項目下の登記管理」制度は、一部の貿易決済に対し当局への登記を義務付け、決済額を限度額で管理するもので、貿易決済を装ったクロスボーダー・ホットマネーの流出入を防止する目的で2008年7月に導入されました。然しながら、その後金融危機に伴う世界的な景気低迷の影響を受けて貿易取引が大幅に落ち込んだことから、2008年12月以降、貿易促進の一環として当該「登記管理」は緩和に転じ、今回の措置は5回目の緩和となります。

なお、「企業貨物貿易項目下の登記管理」の現状については、下記表をご参照ください。

＜「企業貨物貿易項目下の登記管理」限度額の一覧/2009年9月1日現在＞ 【赤字は今回の変更点】

	輸出前受	輸入延払
外債登記管理	◆前受外貨受取可能限度額 =直近12ヶ月の輸出受取額×コントロール比率(*)－ (確認済引出登記額－前受消込確認額) * コントロール比率=基礎比率(30%)+調整比率(上限を設けない)	◆延払対外支払可能限度額 =直近12ヶ月の輸入支払額×コントロール比率(*)－ (確認済支払登記額－延払消込確認額) * コントロール比率=基礎比率(30%)+調整比率(上限を設けない)
	◆一回当たりの引出登記が 5万米ドル 相当以下の輸出前受は限度管理対象外。	◆一回当たりの引出登記が 5万米ドル 相当以下の輸入延払は限度管理対象外。
	輸入前払	輸出ユーザンス回収
対外債権登記管理	◆前払対外支払可能限度額 =直近12ヶ月の輸入支払額×コントロール比率(*)－ (確認済支払登記額－前払消込確認額) * コントロール比率=基礎比率(30%)+調整比率(上限を設けない)	◆前受外貨受取可能限度額 暫定的に限度額管理を実施しない。債権登記を行ったユーザンス回収は全額受取可能。
	◆一回当たりの引出登記が 5万米ドル 相当以下の輸入前払は限度管理対象外。	

【ご参考】登記管理緩和措置の推移

- ・2008年12月 ⇒ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/409010701.pdf>
- ・2009年2月 ⇒ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/409022501.pdf>
- ・2009年4月 ⇒ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/409043001.pdf>
- ・2009年6月 ⇒ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/409062401.pdf>

以上

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 9 月中旬から下旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[政策]

○「国務院の東北地区等旧工業基地振興戦略の更なる実施に関する若干の意見」(国発[2009]33号、2009年9月9日発布・実施)

東北地区等旧工業基地振興戦略の実施から 5 年経過したが、体制的、構造的矛盾の解決が待たれるとして、改めて実施の重点分野を示した。企業再編の推進、非公有制経済と中小企業の発展、基幹産業の強化、潜在力ある産業の育成、現代サービス業の発展、重点産業集積区の発展支援など 28 項目。

○「文化産業振興計画」(国務院、2009年9月29日公布)

文化産業振興に関する基本政策。重点産業は、文化的創造(文化的科学技術、音楽制作、芸術創作、アニメーション・ゲームなど)、映画・テレビ制作、出版、印刷・複製、広告、演芸・娯楽、文化的イベント、デジタル・コンテンツ、アニメーション。重点政策措置は、参入条件の引き下げ、政府投資の拡大、税制優遇の実施、金融支援の拡大、「中国文化産業投資基金」の設立。

[規則]

○「財政部、国家税務総局の年度を跨る旧契約に対する営業税経過政策実行に関する通知」(財税[2009]112号、2009年8月25日発布、2009年1月1日実施)

2009 年から「営業税暫定施行条例」と同「実施細則」が改正施行されたことに伴う、2008 年末までに締結された役務契約、不動産販売契約及び無形資産譲渡契約の 2009 年以降の扱いに関する通知。国内課税行為の確定、建築・旅行・外貨転貸の営業額の確定は、2009 年末までは旧条例と旧実施細則を適用する。ただし、税率、納税義務発生時間、納税場所、納税義務者、人民元レート、減免税優遇などは、2009 年 1 月 1 日以降、新条例と新実施細則を適用する、としている。なお、本通知以前の既納税分については、以後の課税額からの控除が認められる。

○「郵便物配送業務経営許可管理弁法」(交通運輸部令 2009 年第 12 号、2009 年 9 月 1 日公布、同年 10 月 1 日施行)

郵便物配送業務の許可条件・手続きに関する規則。国際郵便物配送業務の条件は、①企業の登録資本が 200 万元以上、②国家郵政局、国家安全部、税関の要求に適合する、封鎖された一定面積の郵便物処理場所・設備があること、③コンピュータ・システムで郵便物の追跡情報の照会・提供が可能なこと、④「郵便物配送業務員国家職業技能標準」の初級以上の資格保有者が 50%以上、⑤通関、商品検査、検疫の専門資格保有者がいること、など。

○「財政部、税関総署、国家税務総局の国内調達材料の税関特別監督管理区域搬入の税還付政策に関する通知」(財税[2009]107号、2009年9月3日発布・実施)

2008 年 2 月のほぼ同名の通知(財税[2009]107号)の関連通知。同通知では、増値税輸出還付が取消となった品目(リストに記載)も法定税率で還付するとしていたが、その後、それらの還付率が調整されたことから、調整後の還付率で還付を行うとしている。また、それらの品目の HS コードが変更となった場合も、商品特性に変更がなければ、元の還付率で還付を行う。

○「財政部、国家税務総局の固定資産の仕入税額控除問題に関する通知」(財税[2009]113号、2009年9月9日発布、2009年1月1日実施)

2009 年から改正施行された「増値税暫定施行条例」と同「実施細則」で、仕入税額控除が不可とされる固定資産のうち、建築物、構築物及びその他の土地付属物の範囲を明示したもの。建築物は国家標準である「固定資産分類及びコード」(GBT14885-1994)のコードが 02 のもの、構築物は同じく 03 のもの、土地付属物は鉱産物資源と地上植物を指す。なお、上記の国家標準は、次のウェブサイトをご参照。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9264128.html>

<p>○「国家税務総局の租税協定特許権使用料条項執行の関係問題に関する通知」(国税函[2009]507号、2009年9月14日発布、同年10月1日実施)</p>	<p>中国と外国の租税協定で、「特許権使用料」(ライセンス料)の定義が明確に規定されている場合、その規定の税率を適用するとした通知。(日中租税協定では、10%が上限とされている。)ただし、①「特許権」に含まれる情報は一般に専有技術(製品生産、複製に必要な未公開の情報・資料)であること、②「特許権」は一般に許諾側が被許諾側の実施に関与せず、被許諾側は実施の結果を保証しないこと、③サービス契約でサービス提供側が技術を譲渡または許諾しない場合、その対価は「特許権使用料」に含まれないこと、④技術許諾側がその技術の使用のために人を派遣してサービス料を取得する場合、「特許権使用料」に含まれるが、恒久的施設を構成する場合は、事業所得とすること、などが規定されている。</p>
<p>○「国家税務総局の政府土地権利回収及び納税者移転補償費立替の営業税関係問題に関する通知」(国税函[2009]520号、2009年9月17日発布・実施)</p>	<p>政府が土地権利を回収する過程で、業者が建築物の撤去と整地を受託し、代理業者が元の土地権利者に移転補償費を支払う場合、前者は「建築業」の税目で課税(税率は3%)、後者は「サービス業-代理業」の税目で代理収入から移転補償費を控除した残額に課税(税率は5%)するとしている。</p>
<p>○「国家工商行政管理総局登録商標専用権質権登記手続き規定」(工商標字[2009]182号、2009年9月24日公布、同年11月1日施行)</p>	<p>1997年の「商標専用権質権登記手続き」に代わる商標専用権の質権登記手続きに関する規定。質権設定者と質権者が書面契約を締結の上、共同で商標局に申請する。中国に居住場所のない外国人、営業場所のない外国企業は代理機構に委託する、など。</p>
<p>○「国家発展改革委員会の精製油価格引き下げに関する通知」(发改電[2009]259号、2009年9月29日発布、同年7月30日実施)</p>	<p>今年9月2日のガソリン、ディーゼル油の引き上げから一転引き下げのもの。小売、卸売とも最高価格でトン当たり190元の引き下げとなる。</p>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 国際事業本部 海外アドバイザー事業部
 池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**経済政策の連続性と安定性の維持を改めて強調**: 18日に北京で閉幕した中国共産党第17期中央委員会第4回全体会議で、経済回復は未だ不安定な状態にあり、積極的な財政政策と適度な金融緩和政策を継続するとの方針を改めて明らかにした。また、国家発展改革委員会の張主任は14日に開催された経済情勢報告会で、政府は経済の安定的発展を最大の任務とし、マクロ経済政策の連続性と安定性を維持することを表明。さらに、人民銀行の蘇副総裁は17日の経済界との座談会で、金融政策の重要な役割は経済の安定的発展を保つことで、今年後半から来年にかけても適度な金融緩和政策を継続すると、具体的な政策のスケジュールにまで言及した。政府関係者の相次ぐ発言は、金融政策引き締め懸念を払拭し、市場を安定させることが狙いと見られている。

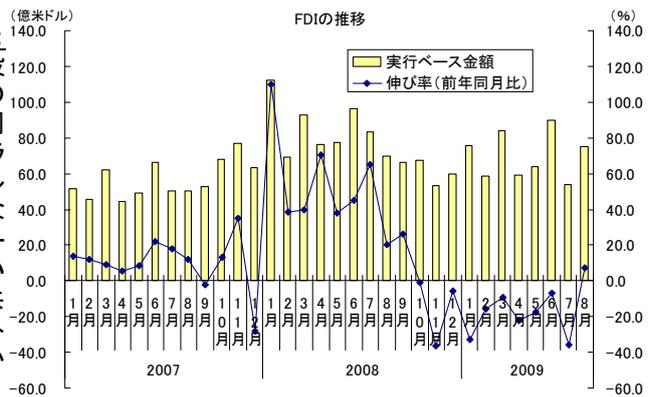
◆**人民銀行景況感アンケート 景気回復感強まり投資意欲向上**: 人民銀行が24日に発表した2009年第3四半期の金融機関、企業、都市部預金者を対象とした景況感アンケート調査によると、金融機関と企業のマクロ経済景況感指数は、それぞれ前期より15.4ポイント、5.3ポイント上昇して55.4と39.9となり、共に2期連続で改善した。また、預金者を対象とした収入実感指数は前期より3.1ポイント上昇して49.0となり、2007年第3四半期以来始めて上昇に転じた。また、貯蓄と消費より投資を優先する預金者の割合が3期連続で増加して、前期比3.7ポイント増の41.6%となっており、株価回復に伴い、国民の投資意欲が高まっていることが窺える。一方、物価満足度指数は29.5と、前期より0.6ポイント低下し、2期連続の下落となった。

◆**アジア開発銀行 中国の今年のGDP成長率予測を8.2%に上方修正**: アジア開発銀行は22日に発表した「2009年アジア発展の見通し」の中で、中国経済は第1四半期に底を打ち、2009年のGDP成長率は8.2%に達するとの予測を示した。今年3月時点に比べ、1.2ポイント上方修正した。また、中国政府が景気刺激策を継続し、世界経済が回復に向かえば、2010年のGDP成長率は8.9%に到達するとも予測している。同時に、中国経済が直面する問題点として外需低迷、積極的な財政政策の持続可能性の問題、金融緩和政策による資産バブルや不良債権の増加を挙げ、構造調整を通じた新たな成長方式への転換が必要とも指摘した。

【貿易・投資】

◆8月のFDI 前年同月比7%増 10ヶ月ぶりのプラスへ:

商務部の15日の記者会見によると、8月の対内直接投資(FDI)は、新規設立企業数が前年同月比▲2.05%の1,867社と引続き減少したものの、実行ベース金額は同+7%の74.99億米ドルで、昨年10月以来の前年比プラスに転じた。うち、製造業が同+11.72%の42.88億米ドルと堅調な伸びを示した。但し、これまで、前年比大幅な下落が続いて来たことから、プラスに転じた8月のデータのみで今後の動向を判断することは難しいとしている。なお、現在、商務部は、国家発展改革委員会と共に、審査項目の減少、各種登記フローの簡素化等の外資導入促進策を策定中で、今後公表することを明らかにした。



【金融・為替】

◆**人民元建て国債 香港で販売開始**: 中国政府は28日、香港で人民元建て国債の販売を開始した。人民元建て国債の本土以外での発行は初めてとなる。発行規模は総額60億元、期間は3種類で、表面利率は2年物が2.25%、3年物が2.7%、5年物が3.3%と、本土で発行する国債より高い利率となっている。個人投資家、機関投資家を発行対象とするが、5年物は機関投資家に限られる。なお、個人投資家向けの販売は約20億元となる予定。人民元の国際化に向けた着実な一歩となり、中国と香港の協調発展に資するものとして期待されている。

人民元の動き

日付	USD			前日比	JPY (100JPY)			前日比	EUR	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比	
	Open	Range	Close		Close	前日比	Close						前日比
2009.9.14	6.8289	6.8282~6.8293	6.8289	-0.0001	7.5290	0.0200	0.8812	0.0000	9.9308	-0.0318	1.4600	3176.70	38.89
2009.9.15	6.8287	6.8284~6.8295	6.8289	0.0000	7.4960	-0.0330	0.8811	0.0001	9.9643	0.0335	1.4200	3183.98	7.28
2009.9.16	6.8284	6.8250~6.8284	6.8258	-0.0031	7.5547	0.0587	0.8807	-0.0004	10.0355	0.0712	1.5500	3148.21	-35.77
2009.9.17	6.8263	6.8256~6.8278	6.8265	0.0007	7.5285	-0.0262	0.8808	0.0000	10.0612	0.0257	1.4663	3211.81	63.60
2009.9.18	6.8268	6.8260~6.8287	6.8279	0.0014	7.4840	-0.0445	0.8809	0.0002	10.0249	-0.0363	1.5400	3109.17	-102.64
2009.9.21	6.8282	6.8280~6.8296	6.8289	0.0010	7.4186	-0.0654	0.8811	0.0001	10.0068	-0.0181	1.6100	3113.68	4.51
2009.9.22	6.8290	6.8261~6.8290	6.8269	-0.0020	7.4707	0.0521	0.8808	-0.0002	10.0936	0.0868	1.5900	3040.70	-72.98
2009.9.23	6.8266	6.8254~6.8269	6.8261	-0.0008	7.5017	0.0310	0.8807	-0.0001	10.0970	0.0034	1.5600	2983.07	-57.63
2009.9.24	6.8274	6.8265~6.8283	6.8272	0.0011	-	-	0.8809	0.0002	10.0866	-0.0104	1.7700	2994.48	11.41
2009.9.25	6.8290	6.8281~6.8296	6.8282	0.0010	7.5411	0.0394	0.8810	0.0001	10.0290	-0.0576	1.6500	2978.98	-15.50

RMB レビュー&アウトルック

米ドルが対主要通貨で下落する中、人民元も対ドルで買い進められ、16日には6月以来の高値となる6.8254まで上昇した。しかし同水準では高値警戒感がくすぶり、また実需筋の大口のドル買いもみられたことから上値は抑えられ、その後は6.82台後半での小幅な値動きの後、6.8282で越えした。10月初の大型連休や建国60周年式典を控え、来週の人民元為替相場は同水準での小動きとなるだろうが、上海総合株価指数が需給懸念から再び軟調推移となっており、大きな政策転換こそ考えにくいものの、連休後の当局動向には注意したい。(9月25日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。